

平成17年3月31日
経済産業省
中国経済産業局

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者2社に対する 業務停止命令（6ヶ月）について

経済産業省は、3月29日付けで、一般旅行業務取扱主任者又は行政書士に係る資格講座教材等の電話勧誘販売業者である株式会社CSA（広島県広島市）及び株式会社アピル（広島県広島市）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、重要事項不告知、氏名等不明示）を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本年3月31日から9月30日までの6ヶ月間、電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。

1．両社は、過去に業務提供誘引販売業者等と取引のあった消費者（いわゆる内職商法等の被害者）の自宅等に電話をかけ、過去の取引による経済的損失等その内容について尋ねたうえで、「日本人材支援振興会」又は「国際能力支援基金」という非営利又は公的な印象を与える名称の支援団体が存在し、当該団体から給付金（給付金には、援助金、補償金などがある。）が受けられる旨を説明するなどして、教材の販売について勧誘していました。

（注）援助金・・・一般旅行業務取扱主任者又は行政書士の資格を取得した者に対して、毎月3万円を6ヶ月間（一定の条件の下に延長可）支給

補償金・・・一般旅行業務取扱主任者又は行政書士の資格試験を4回不合格であった場合、一定の条件の下に、教材の代金（49万9千800円）全額を返還する。

2．その勧誘に際して両社は、援助金支給の条件である一般旅行業務取扱主任者又は行政書士の資格の取得は容易であり、あたかも教材を購入した消費者の大部分が、過去の業務提供誘引販売業者等との取引で支払った金額と同等又はそれを上回る金銭を受け取ることができるかのように虚偽の説明をしていました。

3．また、両社は、教材を購入した消費者が補償金を受給するためには添削課題等を全て終了している必要があること等や、援助金の受給期間を更新するためには受講につながる推薦等の協力が必要であること等の条件を故意に説明していませんでした。

4 . なお、(株)C S Aは複数の代理店を直接指揮することにより、教材の売買契約の締結について電話で勧誘させており、また、(株)アピルは、(株)C S Aと実質的に一体となって、同社の販売店として教材の販売の事業を行っていました。したがって、代理店によって両社のために行われる業務についても、今回の業務停止命令の効力が及びます。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

株式会社C S A及び株式会社アピルに対する行政処分の概要

1. 事業者等の概要

事業者名	株式会社C S A 〔 屋号：C S アカデミー 日本総合アカデミー 日本旅行アカデミー 〕	株式会社アピル
代表者名	村川 鉄彦	小先 伸二
所在地	本社： 広島県広島市中区広瀬北町 8 番 8 号 広瀬山陽ビル 実際の本社業務は、広島県広島 市西区中広町 3 丁目 3 番 18 号 中広セントラルビルで行っている。 事業所： ・広島県広島市西区中広町 3 丁 目 3 番 18 号 中広セントラルビル ・福岡県福岡市博多区博多駅前 4 丁目 14-13 深見ビル本館 ・広島県広島市中区八丁堀 12 番 14 号 木村ビル (株アピル内)	広島県広島市中区八丁堀 1 2 番 1 4 号 木村ビル
取扱商品	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般旅行業務取扱主任者資格者特別養成」(ビデオ又はカセットテープ付き書籍) ・「国家資格行政書士合格指導特別講座」(ビデオ又はカセットテープ付き書籍) <p style="text-align: center;">双方とも無償の学習指導、添削指導が附帯</p>	
販売価格	499,800円(消費税込み)	

(注) 株C S Aの代表取締役である村川鉄彦は、株アピルの役員を兼務しており、株アピルの代表取締役である小先伸二は、株C S Aの役員を兼務している。

2. 取引の概要

(1) 両社は、過去に業務提供誘引販売業者等と取引のあった消費者の自宅等に電話をかけ、当該消費者に係る過去の取引の内容について尋ねたうえで、過去の業務提供誘引販売業者等との取引により損失を被った消費者に対して、「支援団体から各種給付金が交付されることとなりました。」などと告げ、さらに各種給付金を受けるには教材を購入して、一般旅行業務取扱主任者又は行政書士の資格を取得することが必要である旨を告げ、教材の売買契約の締結について勧誘していた。

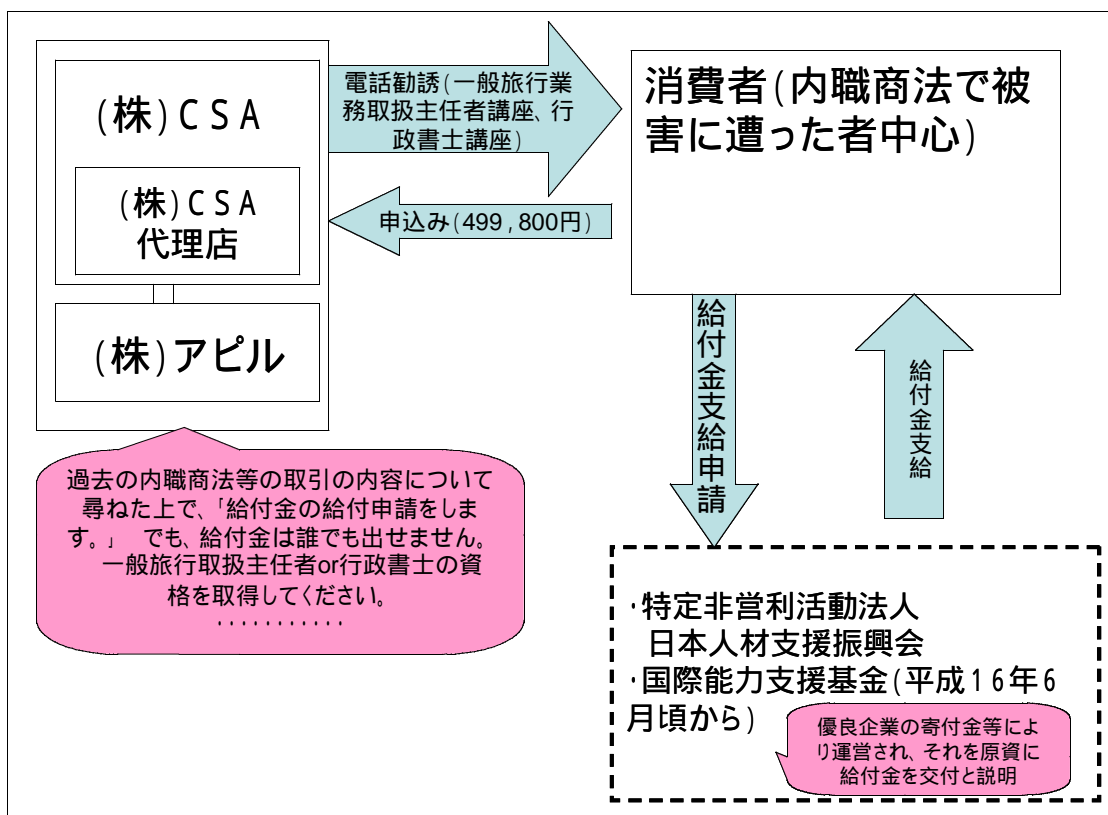
また、(株)CSAは代理店(下記2.(3)参照)にも自ら作成するマニュアルに従って勧誘するよう指示したうえで本件教材の電話勧誘販売を行わせていた。

(2) なお、両社は、本件教材の購入を条件として支給される各種給付金(下記2.(3)参照)について、「日本人材支援振興会」(平成16年6月頃からは「国際能力支援基金」)(下記2.(3)参照)と称する組織から支給され、当該組織は優良企業の寄付金等により運営されていると告げていたが、実際には、(株)CSAが「日本人材支援振興会」、「特定非営利活動法人日本人材支援振興会」、「国際能力支援基金」と称して、電話勧誘販売の売り上げの一部を原資として所定の金銭を契約者へ返金していたにすぎなかった。

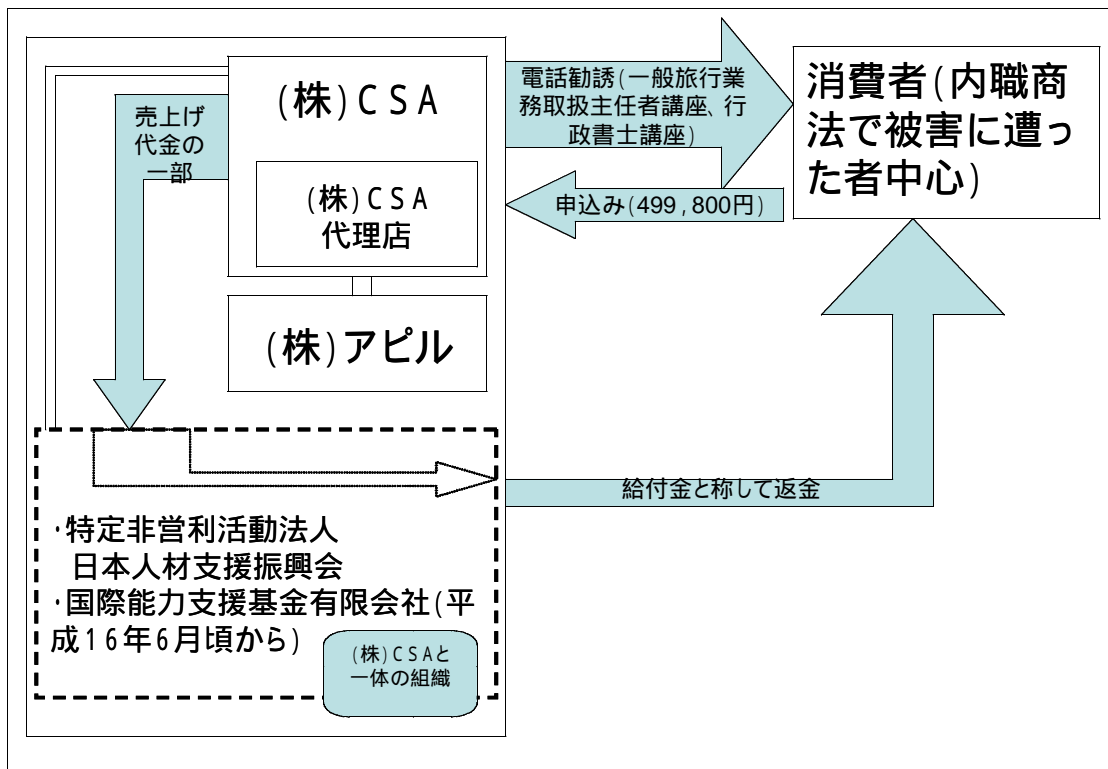
(3)参考

概要図

ア．勧誘時の説明等に基づく売買契約・給付金支給関係図



イ．実際の売買契約・給付金支給関係図



代理店

上記 2 . (1)の代理店については以下のとおり。

代理店名	代表者名	所在地（一部を除き法人登記上）
株式会社エヌ・アイ・ピー	永野 義人	北海道札幌市中央区南六条西一丁目 5 番地 6 ・ 1 ビル 4 階
有限会社 N ・ C ・ N ・ S	永野 義人	北海道札幌市白石区北郷通四丁目北 4 番 9 号 平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日 北海道札幌市中央区南六条西一丁目 5 番地 6 ・ 1 ビル 7 階株式会社 A N S に組織変更
有限会社エクспанション	川越 勝海	広島県広島市中区大手町二丁目 8 番 1 6 号 岡峰パークビル 5 階
株式会社ジェイ・アール・エス	高原 信二	広島県広島市中区鉄砲町 6 番 7 号
有限会社リアル	沖本 賢一	広島県広島市中区鉄砲町 6 番 7 号
日本アルティールこと村上 聖治	村上 聖治	広島県広島市中区
ジェイ・ティー・エルこと津上 宏成	津上 宏成	福岡県福岡市西区
D I J こと簾 優	簾 優	福岡県福岡市西区

関連組織

法人名	代表者	所在地
特定非営利活動法人日本人材支援振興会	小先 伸二	広島県広島市中区大手町二丁目 8 番 1 6 号 岡峰パークビル 5 階 (実際の業務は、広島市西区中広町 3-3-18 中広セントラルビルにある (株) C S A の事業所で行われている。)
国際能力支援基金有限会社	谷本 繁利	広島県広島市東区上温品二丁目 2 1 番 1 7 号 (実際の業務は、広島市西区中広町 3-3-18 中広セントラルビルにある (株) C S A の事業所で行われている。)

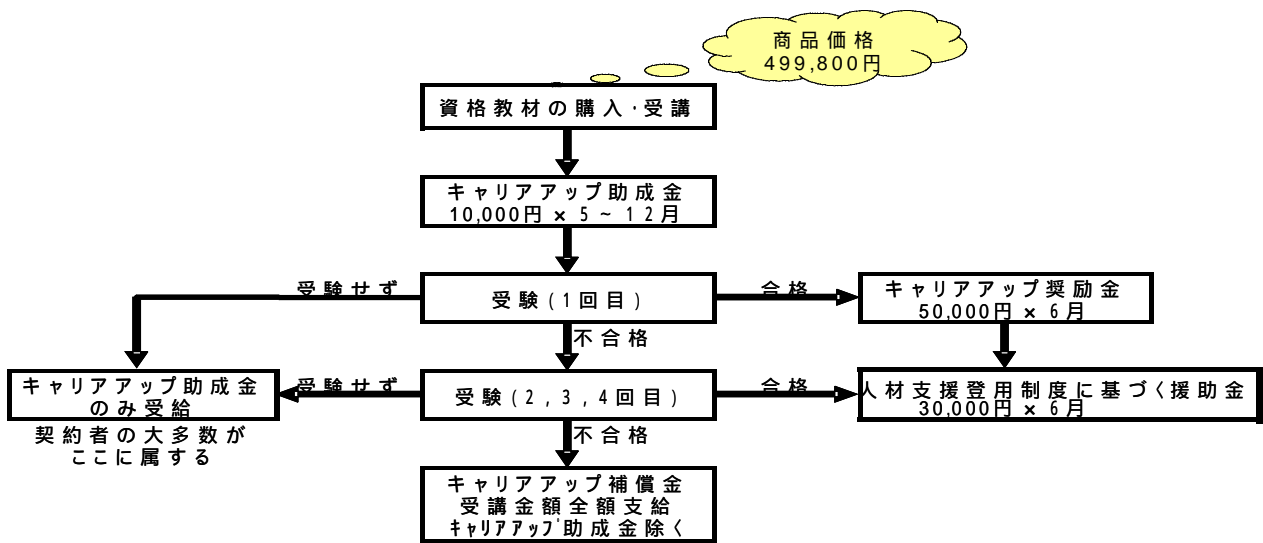
上記各法人の行っている支援制度

以下の各種の給付金（支援金と呼称することもある。）の支給

- (a)人材支援登用制度に基づく援助金・・・指定講座を受講し、一般旅行業務取扱主任又は行政書士の資格を取得した者に対して、毎月3万円を6ヶ月間（一定の条件のもとに延長可）支給
- (b)キャリアアップ助成金・・・指定講座受講開始日の翌月より毎月1万円（消費者によって異なることあり）を最初の受験月まで支給
- (c)キャリアアップ奨励金・・・指定講座を受講し、1回目の試験で合格した場合、毎月5万円を6ヶ月支給（消費者によって一括払いすることもある。）
- (d)キャリアアップ補償金・・・指定講座を受講し、試験を4回不合格であった場合、一定の条件の下に、受講金額の全額49万9千800円を返還する。

給付金支給システム

給付金支給システムのフロー



行政書士国家試験試験日：毎年10月第4日曜日
" 合格発表：翌年1月中旬
一般旅行業務取扱主任者試験日：毎年10月中旬(体育の日)
" 合格発表：11月下旬

3. 業務停止命令の内容（両社とも）

(1) 特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約の締結について消費者を勧誘すること。

消費者から売買契約の申込みを受けること。

売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成17年3月31日から平成17年9月30日まで（6ヶ月間）

4. 業務停止命令の原因となる事実

両社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益を著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

両社は、本件書籍等の購入について勧誘した際、消費者に対し、「日本人材支援振興会」、「国際能力支援基金」という非営利又は公的な印象を与える名称の組織が存在することを告げ、当該組織により、在宅ワークや資格講座で損失を受けた被害者に対して援助金を支給する人材支援登用制度と称する制度が存在し、「内職に使ったお金を取り戻せますよ。」、「マイナスを全て合わせた金額がプラスになるほどの支援金を、国際能力支援基金から月々3万円ずつ支援金として出します。」などと告げるとともに、当該制度の適用を受けるための条件である一般旅行業務取扱主任者又は行政書士の資格を取得するための試験に関し、「自動車の免許を取るときの学科試験があったあれくらいの程度の簡単なものだから、そんなに難しく考えなくても簡単に取れますから御心配ありませんよ。」、「試験は、国家試験ですが専門家が試験に出る所だけを教えますから、そこを勉強すれば良いんです。殆どの方が1回で合格されています。」と告げる等これらの試験に合格し資格を取得することが容易である旨を告げることにより、あたかも当該電話勧誘顧客が当該制度の適用により過去の他社との取引で支払った金額と同等若しくはそれを上回る金銭の給付を受けることができる旨を告げていた。

しかし、実際には、一般旅行業務取扱主任者試験は、過去7年間の平均合格率が13.8%、行政書士試験は、過去10年間の平均合格率が8.1%であり、誰もがこれらの資格を取得することができるものではない。

さらに、人材支援登用制度に基づく援助金の支給を受けた者は、過去3年間で十数名に過ぎず、誰もが過去の取引で支払った金額と同等若しくはそれを上回る金銭の給付を受けることはできていなかった。

(2)重要事項の不告知（特定商取引法第22条第2号）

両社は、本件書籍等の電話勧誘販売に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対し、「4回受けても不合格であれば、教材代金の49万9千8百円から12万円（注：本件売買契約の締結により自動的に支給されるキャリアアップ助成金の合計額）を引いた金額を返します。」と告げる等、一般旅行業務取扱主任者試験又は行政書士試験に4回不合格であれば、契約金額に相当する金銭から給付済みの助成金を除いた額（キャリアアップ補償金）を給付するので、資格が取得できず、人材支援登用制度に基づく援助金を受けられない場合でも契約者に損失が生じないかのように告げていた。

しかし、「キャリアアップ補償金」の給付を受けるためには、「指定講座の添削課題、模擬試験を事前に全て終了し指定機関へ郵送していること。」「指定機関の基本指導期間もしくは延長指導期間内での受験による不合格であること。」が条件であるにもかかわらず、故意にその事実を告げていなかった。

両社は、本件書籍等の電話勧誘販売に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対し、「マイナスを全て合わせた金額がプラスになるほどの支援金を、国際能力支援基金から月々3万円ずつ支援金として出します。」「国家資格をもっている人に対しての援助金という名目ですから、援助金を得るためには、国家資格が必要なのです。」等と告げ、あたかも本件書籍等を購入して「一般旅行業務取扱主任者」又は「行政書士」の資格を取得すれば、継続的に援助金を給付する旨を告げていた。

しかし、人材支援登用制度に基づく援助金を6ヶ月を超えて継続して受けるためには、「基本登用期間は半年間ですが、満了した場合引き続き半年毎の更新をする事ができます。更新は登用期間中受講につながる推薦や情報提供等の協力があった場合に更新され、以後も同様とします。」という条件があるにもかかわらず、故意にその事実を告げていなかった。

(3)氏名等不明示（特定商取引法第16条）

両社は、本件書籍等に係る電話勧誘販売の勧誘に先立って、各社の正式な名称を告げておらず、さらに販売しようとする商品の種類及び電話勧誘顧客に対し売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていなかった。

5 . 勧誘事例

(1) 株 C S A の事例

株 C S A の販売員は、かつて他社から在宅の仕事を紹介すると言われてシステムアドミニストレータの資格取得講座の教材を購入した A の自宅へ「日本人材支援振興会福岡支部」と称して電話をかけ、「以前、在宅ワークの契約をして、現在支払いをしている人の名簿にあなたの名前があったので電話しました。あなたは、現在、そのような契約での支払いをしていますか。」と尋ねた。A が過去の契約内容と支払いの状況を答えたところ、同販売員は「こちらは、以前、在宅ワークの契約をした人を支援しており、その契約で支払った金額を全額ではないけど返してあげようというものです。そのためのお金は、大手の会社から募った募金で賄っています。一応、国が支援しているんですが、募金の額も限られているので、大々的にはやっておらず、さっき言った名簿の中の人に電話をしています。」と告げた。

さらに、同販売員は、「興味がありますか。A さんがお金を受け取りたいという意志があれば、こちらで申請して番号をもらえます。やりたいということで申請していいですか。この電話でもいいんです。」と告げた。A は、お金が戻ってくるなら良いし、国が支援していることなら信用できると思い、「興味あります。申請していいですよ。」と答えた。

すると、同販売員は、「お金は、皆さんにはあげられません。国が必要としている国家資格を持っている人に支給されるんです。A さんは何か国家資格を持っていますか。」と尋ね、「その国家資格は幾つかありますが、もしなければ、比較的簡単に取れる一般旅行取扱主任の資格を取って頂くことになります。」と告げた。A は、「それは難しいんじゃないですか。」と言うと、同販売員は、「そんなに難しくはないですよ。というのは、教育係の先生として、以前その国家試験の問題を作っていた人がいます。その先生が作った予想問題が送られてくるので、それで勉強すればいいんです。A さんは、自動車の運転免許を持っていますよね。あれも国家資格ですけど問題集をやれば取れるでしょ。だから、そんなに難しくありませんよ。」と説明した。さらに、同販売員は、「資格を取るためのテキスト、問題集、ビデオを出しており、この金額が 40 何万くらいです。A さんの支払える額に応じて教育ローンで分割払いにすればいいです。人それぞれですが、自分で支払えるよう月々 1 万 5 千円の人もいれば月々 1 万 1 千円の人もあります。」と告げた。A は「他にも支払いがあるから、新たな支払いは難しいです。」と告げた。すると、同販売員は、「振興会から月々 1 万円振り込まれるので、月々 1 万 5 0 0 0 円なら 1 万円を引いた 5 0 0 0 円を支払えばいい。」と告げた。A は、国も支援していてお金が返ってくるというので、資料を見て決めようと思い、「電話では話の中身がよくわからないので」と告げた。同販売員は、「A さんは興味があるということで申込みをされたので資料を送ります。」と告げて電話を切った。

(2) ㈱アピルの事例

株式会社エヌ・アイ・ピーの販売員は、かつて他社からワープロ検定等に合格すれば仕事を提供すると言われて教材を購入したBの自宅へ「日本総合アカデミー」と名乗って電話をかけ、「Bさんは、資格商法で結局資格を取れなかった人を対象に、支援金を支給する団体があることをご存知ですか。」と尋ねた。Bは知らなかったもので、「知りません。」と答えた。すると同販売員は「日本人材支援振興会という団体があるんですよ。そこが支援金を支給するのですが、Bさんは以前に資格商法の被害にあっていませんか。」と尋ねた。Bは思い当たるふしがあったので、「ありました。」と答え、同販売員に聞かれるままに、以前の教材の購入契約について話をした。

同販売員は、「それではBさんは支援金給付対象になりますので、安心してください。」と告げた。それを聞いて、Bが「ああ、そうですか。」と返事をすると、同販売員は「けれども、ただでは支援金を支給することは出来ません。名目上の資格がないと支給できないことになっているのです。ところでBさんは国家資格を持っていますか。」と尋ねた。Bは、「ワープロ検定は受けているのですが。」と答えると、同販売員は「でもそれは国家資格ではないので、支給の対象外です。Bさん、それでは名目上、行政書士の国家資格を取ってください。行政書士の試験が10月にありますので受けてください。簡単にとれますよ。名目上なので本当に簡単にとれます。難しくありませんよ。自動車の運転免許試験と同じくらいですよ。」と告げた。

さらに、同販売員は、「契約をすれば、助成金がひと月あたり5千円ずつ、4ヶ月間支給され、さらに試験に合格すると、5万円ずつ6回支給されます。これは、日本人材支援振興会が主催する団体のメンバーの一つである国際能力支援基金が支給します。ただし、契約をすれば、どうしても費用がかかります。Bさんの経費負担は49万9千8百円ですが、助成金をその返金に充ててください。」と告げた。

Bは、同販売員から支援金給付対象者になると言われたことで、安心をしてしまい、同販売員から確認のため住所などを尋ねられるままに答えた。

同販売員は「それではこれで手続きに入ります。15分か20分後に電話で登録番号が届くと思います。」と告げたので、Bは「よろしくお願いします。」と言って電話を切った。

その後、送り主の欄に同販売員の氏名が書かれた宅配便が届き、日本総合アカデミーの資料と国際能力支援基金の資料が入っており、日本総合アカデミーの資料の中には、販売店名欄に「株式会社アピル」と記載されたクレジット書面が入っていた。